

第1章 計画の背景と策定方針

1.1 社会経済動向の変化と法制度の動き

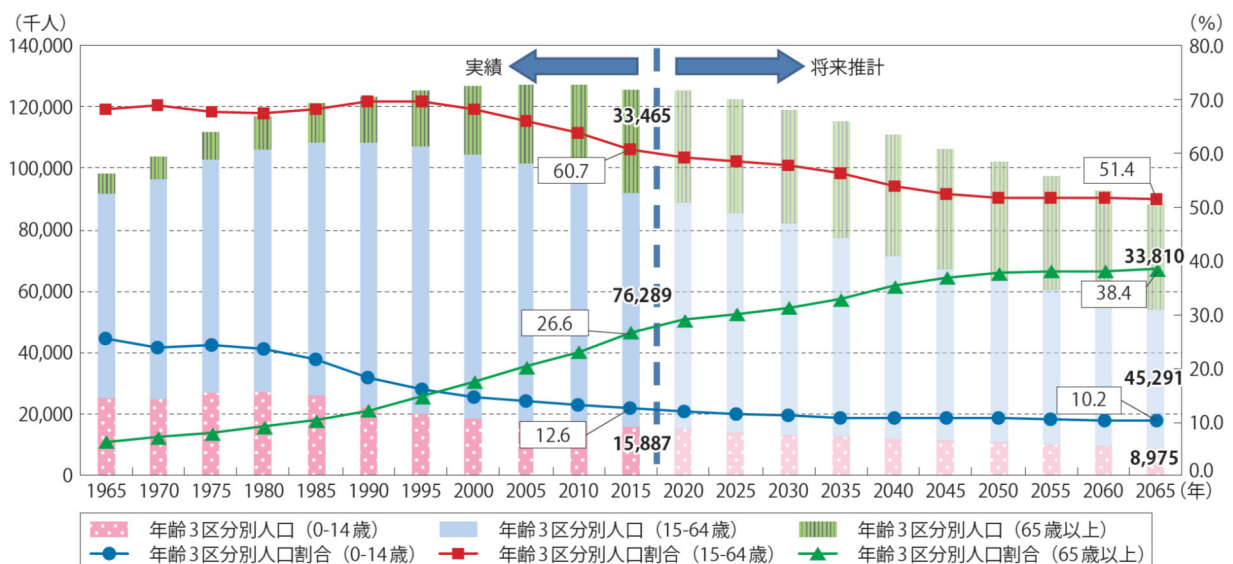
ここでは緑のまちづくりに関し、近年における社会経済の動向や関連法制度の改正等の内容について整理します。なお、関連法制度の改正等については、主に前緑の基本計画（以下「前回計画」）が策定された平成21年度以降を対象に整理します。

（1）近年の社会経済動向

① 人口減少、少子高齢社会の進展

少子高齢化の進行により、我が国の総人口は2008年をピークに減少に転じており、生産年齢人口も1995年をピークに減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（2017年推計：出生中位（死亡中位）推計）によると、総人口は、2015年の12,709万人から2065年には8,808万人にまで減少すると見込まれています。また、生産年齢人口（15～64歳）は、2015年の7,629万人から2065年には4,529万人にまで減少すると見込まれています。

特に生産年齢人口の減少は、地域経済の縮小につながる恐れがあるとともに、人口総数の減少に伴い、これまでの拡大型の都市づくりから、将来の人口規模を見据えた持続可能な都市づくりへの転換が求められています。



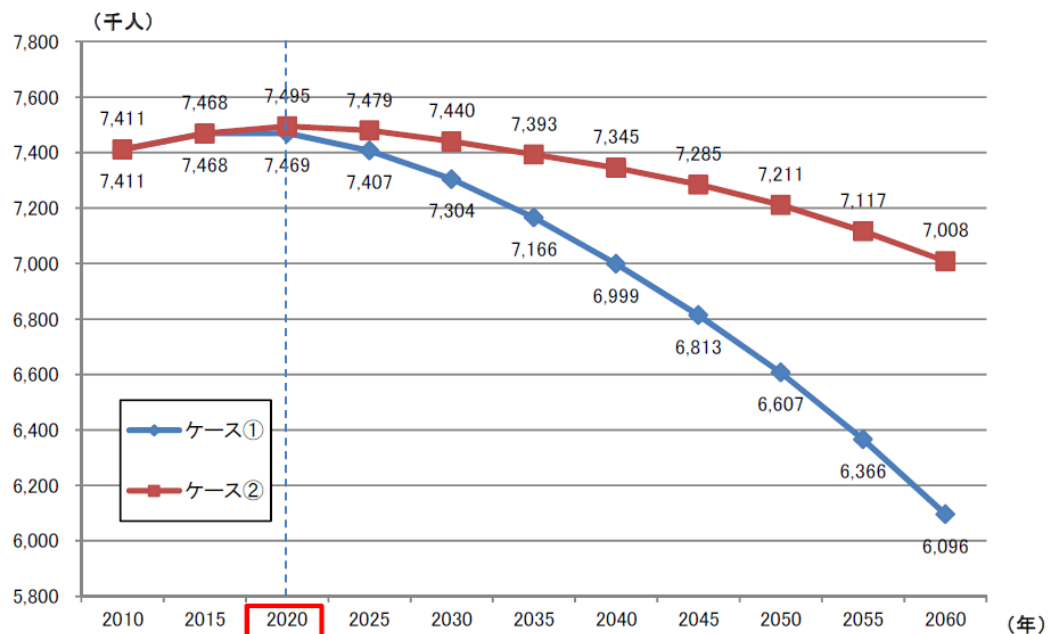
（注）1970年以前は沖縄県を含まない。

資料）2010年までは総務省統計局『国勢調査報告』、2015年は総務省統計局『平成27年国勢調査 人口等基本集計』、推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（2017年推計）の出生中位（死亡中位）推計より国土交通省作成

出典：平成28年度国土交通白書

図1-1-1 日本の総人口の推移・推計

一方、愛知県の人口はこれまで増加を続けてきましたが、2020年頃をピークに減少に転じる見込みとなっています。ただし、県内でも名古屋市東部や西三河中央部等の市町村では、今後当面の間人口の増加が見込まれ、こうした地域特性を踏まえた市街地の形成・再構築が求められます。



※ケース①：出生率が現状程度で推移する場合の将来人口推計

※ケース②：出生率が上昇する場合の将来人口推計

出典：愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略(H27)

図1-1-2 愛知県の人口の長期的な見通し

② 厳しさを増す財政状況とインフラ施設の老朽化への対応

全国的な傾向として、今後人口の減少に伴う税収減や、高齢化に伴う扶助費の増加等により、自治体の財政運営は一層厳しさを増すことが避けられない状況にあります。一方で、高度経済成長期に多く整備された道路、公園等のインフラの老朽化が進行しており、限られた財源を効率よく配分し、戦略的、効果的な維持管理を進めていく必要があります。

また、厳しい財政状況は、地方公共団体における専門的な知見・技術を有する職員の不足・不在を招き、インフラの管理能力の低下が問題となっています。

③ 都市化の進展と国民の環境問題等への関心の高まり

高度経済成長に伴う急激な都市化に伴い、地表面が建物やアスファルト舗装でおおわれ、まとまった緑地や連続する水辺が姿を消すことによって、都市部では緑地の量・質とも低水準な状態を招いてきました。その結果、都市部では樹林地や農地が限られ、多様な生物が生息・生育できる空間が極めて少なくなり、多様な生物の生息・生育環境となる緑地の保全・創出等の対応が求められています。

近年では、急激な都市化も収束してきていますが、周囲の生活環境や良好な街並み

景観の保全、都市における生物多様性の確保等、国民の環境問題への関心が一層高まっています。

④ 国民の価値観の多様化

我が国では、成熟社会を迎え、国民の価値観の多様化が進んでいます。今までは経済的価値が重要視されてきましたが、最近では歴史・伝統・文化や緑、景観等身近な住環境の充足へのニーズが高まっています。また、住環境向上のため住民自らが様々なまちづくり活動へ参画したいという要望が、より多くなっています。

このような価値観の変化に対応し、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさを高めるための取組が求められています。

⑤ 巨大地震等の災害への対応

平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、我が国全体として津波等の自然災害に対する意識が高まっています。さらに、近年ではゲリラ豪雨等による土砂災害や河川の氾濫等が頻発し、家屋の倒壊や浸水による被害や人的被害も多く発生しています。こうした災害に対し、公園等のオープンスペースや一団の農地等は緊急時の避難場所や一時的な遊水池等として、また緑道や街路樹等連続した緑は延焼防止帯等として、災害時には住民の安全確保のほか、被害の拡大や二次災害の防止等様々な役割を果たすと考えられます。災害に強いまちづくりの中では、緑の保全・創出を含めた総合的な防災対策を推進する必要があります。



様々な役割を果たす緑

(2) 近年の法制度改正等の動き

緑のまちづくりに関する前回計画策定（平成22年3月）以降の法制度改正等の主な事項は以下のとおりです。

年月	法改正等	概 要
平成23年 10月	「生物多様性地域連携 促進法」施行	様々な立場の人々が互いに連携して生物多 様性の保全のための活動（地域連携保全活 動）を促進することで、わが国の豊かな生物 多様性の保全を図ることを目的とするもの
平成23年 10月	「都市緑地法運用指針」 改正	「生物多様性地域連携促進法」（平成23年10 月1日施行）に基づく、都市緑地法の特例等 の内容について記載するとともに、地方公共 団体の生物多様性の確保の取組を支援する ため、都市緑地法に基づく制度に関する生物 多様性の確保の視点を記載
平成27年 4月	「都市農業振興基本法」 施行	都市農業の振興に関する施策を総合的かつ 計画的に推進することにより、都市農業の安 定的な継続を図るとともに、都市農業の有す る機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好 な都市環境の形成に資することを目的とす るもの
平成28年 5月	「新たな時代の都市マ ネジメントに対応した 都市公園等のあり方検 討会」最終報告書	これからのまちづくりに対応した緑とオー プンスペースのあり方、都市公園を活用した まちの活力創出の方向性等に関する提言
平成29年 6月	「都市緑地法等の一部 を改正する法律」施行 （一部は平成30年4月 施行）	様々な役割を担っている都市の緑空間を、民 間の知恵や活力をできる限り活かしながら 保全・活用していくため、都市緑地法、都市 公園法、生産緑地法、都市計画法等を改正す るもの

1.2 上位・関連計画の整理

(1) 上位計画

① 愛知県広域緑地計画（2019年（平成31年）3月）

1) 計画の目的

- 一の市町村の区域を越えた広域的観点から、県内の緑に対する考え方、骨格や拠点となる緑地に関する目標を定め、緑の施策を実施すること
- 市町村が策定する「緑の基本計画」の指針となること

2) 計画の期間

2019～2030年度

3) 計画の理念

豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり
～緑の質を高め 多様な機能を活用～

4) 緑の基本方針

緑づくりの基礎……健全で良質の緑

緑の多様な機能（生態系サービス）が人々に十分に提供されるためには、植物の生育が良好であることや多様性があること（健全で良質な緑）が必要

基本方針1 いのちを守る緑

緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり

基本方針2 暮らしの質を高める緑

良好な生活環境とQOL（生活の質）を高める緑の空間づくり

基本方針3 交流を生み出す緑

多様な主体との連携と地域の特性を活かす緑づくり



5) 施策

○「健全で良質の緑」に関する施策

- 1 植物の生育に配慮した植栽計画の検討
- 2 健全で良質な緑づくりに向けた普及啓発活動の実施

○「いのちを守る緑」に関する施策

- 3 緑の恩恵を享受していくための生物多様性への配慮
【都市の緑の保全・創出】
【水と緑のネットワークの形成】
- 4 防災・減災に資する緑とオープンスペースの保全と創出
- 5 緑を育む行動へと結びつく啓発活動の実施
- 6 日常の安心につながる公園施設の維持管理と更新
【公園施設や街路樹等の維持管理】
【誰もが安心して利用できる空間の確保】

○「暮らしの質を高める緑」に関する施策

- 7 QOL（生活の質）の向上に貢献する身近な緑とオープンスペースの確保
- 8 心と体の健康を支える緑の活用
【健康と生きがいを支える緑の活用】
【自然とふれあう遊びと学びの場の活用】
- 9 まちづくりと一体となった魅力的な緑づくりの推進
【集約型都市構造の形成と連携した緑づくりの推進】
【花と緑のまちづくりの推進】

○「交流を生み出す緑」に関する施策

- 10 地域コミュニティを育む場としての緑の活用
- 11 地域の特性を活かした緑のまちづくりの推進
【地域資源を活かした緑の保全と創出】
【公園の魅力を高める手法の導入推進】
- 12 多様な主体による緑のまちづくりの推進

② 県営油ヶ淵水辺公園（広域公園）の計画

油ヶ淵水辺公園は、愛知県で唯一の天然湖沼であり広々とした水面を持つ油ヶ淵とその周辺を含めた区域に、西三河で初めての県営都市公園として、平成17年10月18日に都市計画決定されています。（平成23年8月16日に一部区域を変更）

碧南市側では、平成30年4月29日に水生花園と桃の園の一部（約1.7ha）がオープンしています。



図1-2-1 計画地の概要

表1-2-1 都市計画決定及び都市計画事業認可（第一期整備）区域の面積

区域		都市計画決定区域	都市計画事業認可区域
全面積 (内水面)		139.9ha (63.7ha)	35.7ha (堤防を含む)
内訳	碧南市	45.2ha	14.8ha
	安城市	31.0ha	20.9ha

③ 第5次碧南市総合計画（2010年（平成22年）3月）〔改定中〕

1) 目標年度

2020年度（令和2年度）

2) まちづくりの基本理念

- | | | |
|------------|------------|---------|
| ○結びあうまちへ | ○育むまちへ | ○活かすまちへ |
| ○創造を楽しむまちへ | ○安心・安全なまちへ | |
| ○開かれたまちへ | ○広がりのあるまちへ | |

3) 将来像

ひとのわで 楽しさつくる みなとまち へきなん

4) 目指すべき都市構造

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1.広域的な都市軸の形成 | 4.産業拠点の形成 |
| 2.集約型の市街地の形成 | 5.市の特性を活かした都市環境の形成 |
| 3.良好な居住環境の形成 | |

【緑の拠点】

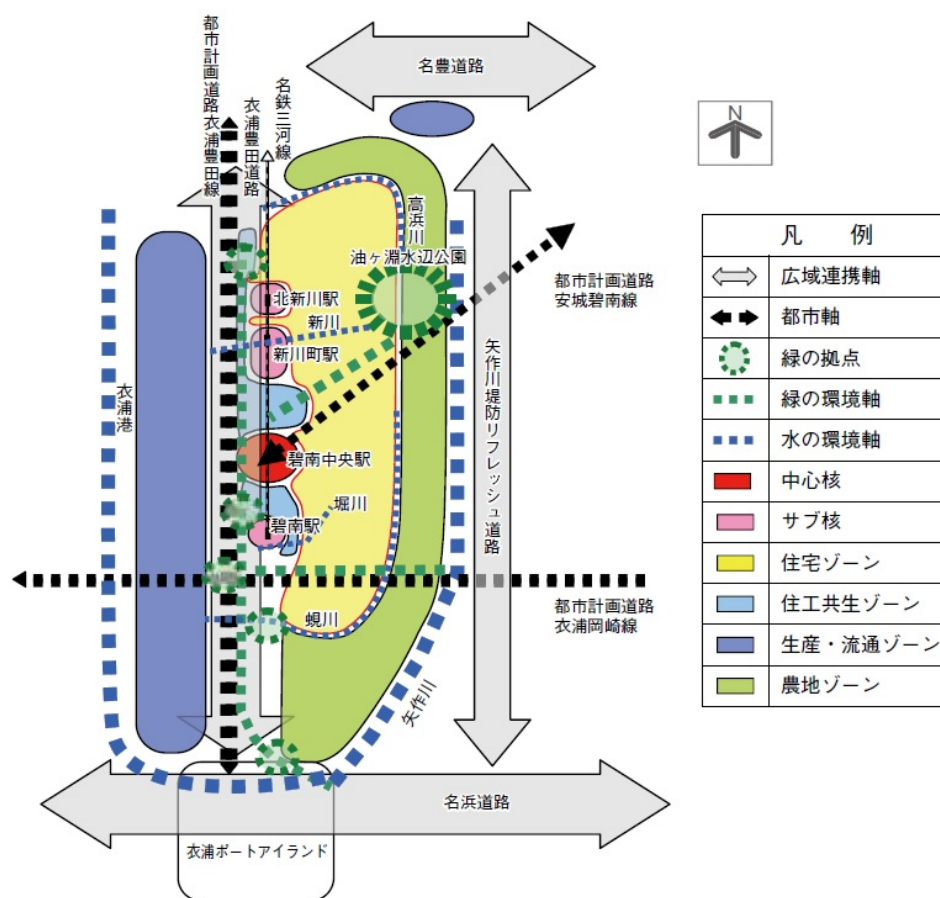


図1-2-2 将来都市構造図

5) 基本計画<本計画関連>

1. 緑豊かなまちづくり

- 緑の拠点と身近な公園・緑地の創造
- 水と緑のネットワーク化
- 協働による緑のまちづくり

2. 有効な土地利用の誘導と計画的な市街地の整備

- 快適な住環境のための規制・誘導
- 既成市街地における市街地整備
- 土地区画整理事業の支援と推進
- 豊かな自然環境の保全と緑化の推進



図 1-2-3 土地利用の方針図

(2) 関連計画

① 第2次碧南市環境基本計画（2014年（平成26年）3月）

1) 計画の役割

本計画は、環境の保全、改善に関する基本的な計画であり、本計画に基づき、市民、事業者、行政の各主体が、積極的に環境保全活動を実践することにより、環境負荷を減らし、持続的な発展が可能な社会をつくり、人と自然が共生した快適で住みよい社会を実現し、後世に継承していくことを目指すものです。

2) 目標期間

2014年度（平成26年度）から2023年度（令和5年度）までの10年間

3) 目指すべき環境の将来像

白砂青松と潮の香り、
そして夜空にきらめく満天の星の似合うまち
碧(みどり) ゆたかな自然公園のようなまち
自ら考え、行動できる、
心も身体も元気な碧南人
知恵と汗で創る、
住みよい住みたい永続可能なまち碧南

4) 環境基本目標

基本目標1：自然環境の保全

- ・自然と市民が豊かなふれあいのある共生のまちづくりを目指します。

基本目標2：まちづくり

- ・市民が環境に配慮し、健康で安心な活気ある生活を送れるまちづくりを目指します。

基本目標3：ひとづくり

- ・地球的視野で環境を考え、率先して環境保全行動を起こすひとづくりを目指します。

基本目標4：循環

- ・資源循環を基調とする環境負荷の小さな循環型の社会づくりを目指します。

5) 4つの基本目標を実現するための施策＜本計画関連＞

○自然環境の保全

- ・水辺環境の保全と創造
- ・緑地の保全と創造
- ・自然環境の保全と創造における協働体制の充実

- まちづくり
 - ・景観整備の推進
- ひとづくり
 - ・協働による環境保全活動の推進

6) リーディングプロジェクト＜本計画関連＞

- 自然環境の保全
 - (白砂青松プロジェクト)
 - ・かつての白砂青松を復元させ、市民から遠くなった海辺を、いつかどこかに取り戻そうとする方向性を示し、環境保全の大切さと市民それぞれが環境に果たす役割を再認識してもらう。
 - (水路・河川浄化プロジェクト)
 - ・水質の汚濁が進行している水路・河川の浄化を図る。
 - (矢作川ふれあいプロジェクト)
 - ・母なる川矢作川に親しみ、矢作川の残された自然環境（水質及び動植物）を保全する。
 - (よみがえれ油ヶ淵プロジェクト)
 - ・緑地の少ない碧南に清らかな水と緑に囲まれた空間をつくる。
 - (みどり再生プロジェクト)
 - ・みどりを増やし、そこに集ういきものと人が共存できるみどり豊かな碧南にする。
- まちづくり
 - (へきなんの景観保存・創造プロジェクト)
 - ・先人から受け継いだ建物や環境を保全して、次世代以降に碧南らしい町並みや生活環境を残す。また、水辺のまち「碧南」らしい景観を形成する。
- ひとづくり
 - (碧（みどり）の道 里親プロジェクト)
 - ・市民と行政が一緒になって公園の未来像づくりや管理運営に取組み市民が道路及び歩道の清掃と美化に取り組むことによって、市民が自分たちの公園や道路として大切にする機運を高める。
 - (みんなでつくろまい「碧南環境マップ」プロジェクト)
 - ・小中学校の児童等市民の参加で、碧南を探索しながら、緑地や植物分布、生物分布、碧南市の素敵なお宝、宝になる所、残したい所及び改善したい所等をマップ化する活動を通じて、市民の環境への関心を高め、環境をより良くする行動を実践する人を増やす。

1.3 緑の基本計画策定方針の設定

(1) 計画の位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法第4条において「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定され、市域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を定める緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

本計画は、碧南市における上位計画である碧南市総合計画、碧南市都市計画マスタープランのほか、愛知県の計画（愛知県都市計画区域マスタープラン、愛知県広域緑地計画）や緑に関する法令に即して策定します。また、環境、景観、防災等本計画の内容と関連する計画との整合を図ります。

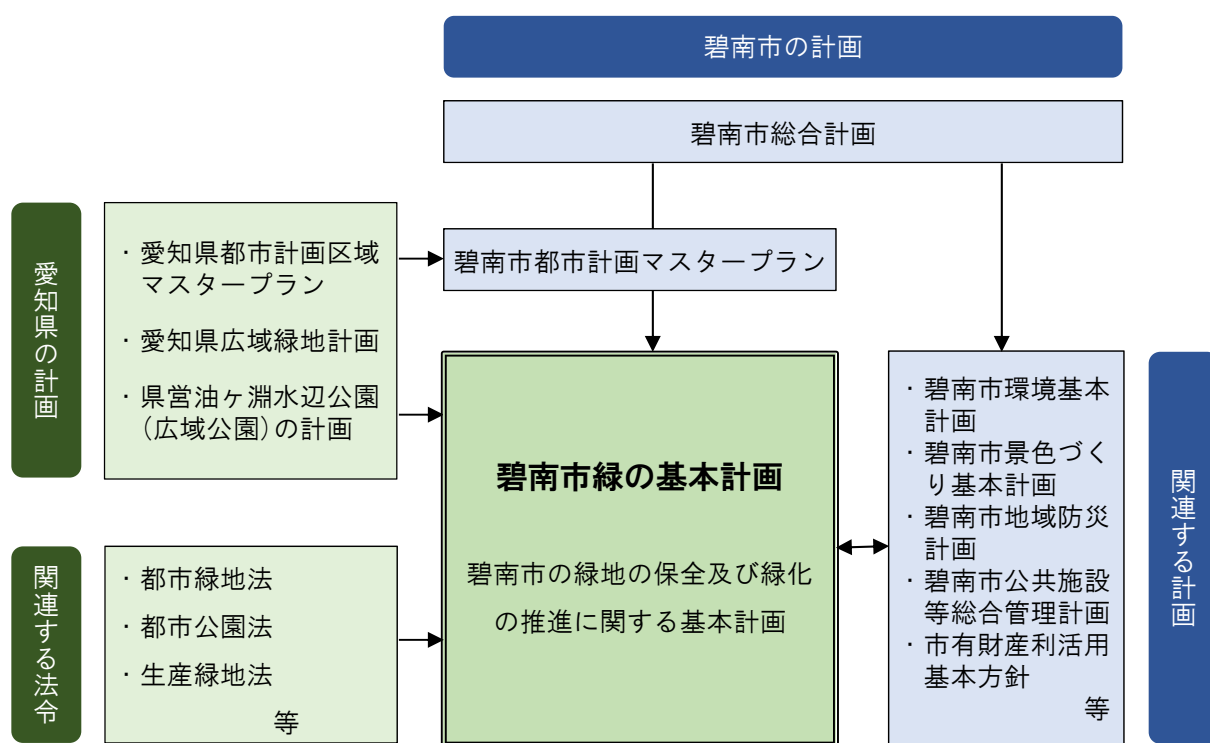
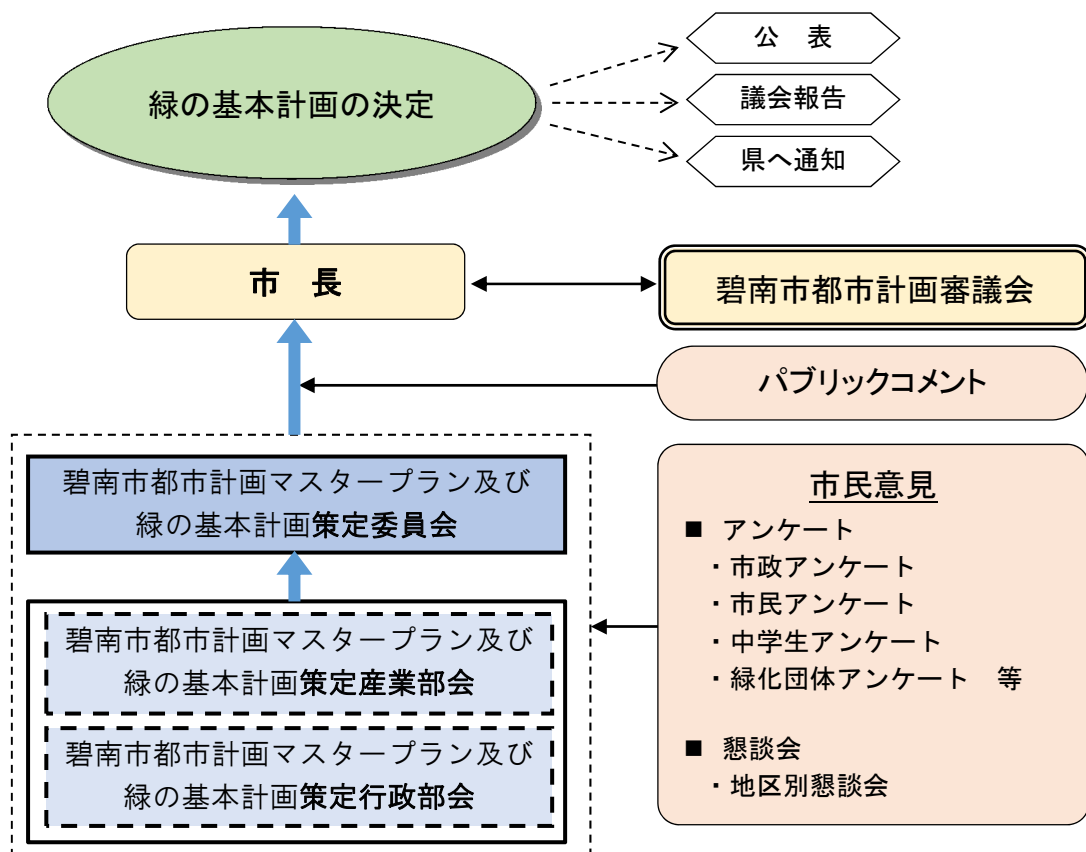


図1-3-1 緑の基本計画と上位計画、関連計画等との関係

(2) 本計画の策定体制

市民・事業者・行政が連携して計画策定にあたるため、都市計画マスタープランの改定に合わせて、本計画を検討する策定委員会及び策定産業部会・策定行政部会を設置するとともに、市民アンケートや地区別懇談会(ワークショップ)等を通して市民やまちづくり団体等の意見を計画に反映することとし、以下の体制で計画策定を進めます。



策定委員会	・計画の策定を目的として、都市づくり・緑づくりに関する調査・審議を行う。
策定行政部会	・計画の策定に関する専門的事項を調査・検討する。 ・関係各課の課長で組織する。
策定産業部会	・計画の策定に関し、市内の事業者から専門的見地で意見をうかがう。 ・碧南商工会議所の各部会メンバー等で組織する。

図1-3-2 計画の策定体制

(3) 本計画策定への取組方針

① 碧南市の現状に合った実効性ある計画立案

碧南市の緑地の現状、緑に関する事業の実施状況等や、それらによって導き出される緑に関する問題点・課題を踏まえ、将来的に実現可能な実効性ある計画を立案します。

② 緑のまちづくりに関する新制度等への対応

民間事業者等による緑地の管理運営制度の拡充や都市公園等の柔軟な利活用方策、都市農地の緑地としての位置づけ、生物多様性への配慮等、近年の都市緑地に関連する制度改革の内容を十分吟味し、本計画へ積極的に取り込み、反映します。

③ 計画への市民意向の反映

中学生や緑化団体等へのアンケート調査、地域の若者や女性も取り込んだ地区別懇談会等を実施し、幅広い層から市民意見の収集に努め、計画へ反映します。

④ 市民・民間事業者等との連携策の充実

これまでは主に行政が行ってきた都市公園や緑地の整備・管理・運営の役割について、市民や民間事業者等の参加を促進するため、効果的な連携体制や仕組み等を充実します。



花しょうぶの手入れ